

岩手県警察職員定数規則及び岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県警察職員定数規則及び岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

(岩手県警察職員定数規則の一部改正)

第1条 岩手県警察職員定数規則(昭和32年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後									
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)									
所 属		区 分		警察官	警察官以 外の警察 職員	合 計	所 属		区 分		警察官	警察官以 外の警察 職員	合 計	
警察 本部	[略]				[略]				[略]					
	生活安 全部	[略]				[略]				生活安 全部	[略]			
		地域課		<u>24</u>	<u>5</u>	<u>29</u>	地域課		<u>21</u>		<u>2</u>	<u>23</u>		
	[略]				[略]				[略]					
	警備部	[略]				[略]				警備部	[略]			
		警備課		<u>17</u>	<u>3</u>	<u>20</u>	警備課		<u>20</u>		<u>6</u>	<u>26</u>		
		[略]				[略]					[略]			
[略]				[略]				[略]						
[略]				[略]				[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県警察組織規則の一部改正)

第2条 岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(地域課) 第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>警察用航空機の運用及び管理に関すること。</u> (9) <u>警察用航空機に係る施設(岩手県警察盛岡ヘリポートを除く。)</u> の管理に関すること。 (警備課) 第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) [略]	(地域課) 第11条 地域課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (警備課) 第28条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) [略] (9) <u>警察用航空機の運用及び管理に関すること。</u> (10) <u>警察用航空機に係る施設(岩手県警察盛岡ヘリポートを除く。)</u> の管理に関すること。

(課の内部組織)

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
地域課	地域実務指導室 鉄道警察隊 <u>警察航空隊</u>
[略]	
警備課	災害対策室 警衛警備対策室

2 [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
[略]	
地域課	地域実務指導室 鉄道警察隊
[略]	
警備課	災害対策室 警衛警備対策室 <u>警察航空隊</u>

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。